

連載「尖閣諸島民俗誌」④

領土編入以前の民間人の進出(上)

明治初年、沖縄県知事より内務大臣宛に「尖閣諸島領土編入の伺書」が提出された背景とは?——それまでは人も通わぬただの無人島に、水産取り締りの必要が出てきたためだ。なぜか? 八重山島から渡島する者たちが現れたからに他ならない。領土編入以前に、尖閣に用があつて尖閣を目指す人びとが出現したことを、多くの史料が示している。

國吉まこも
(琉球民俗史研究)

寄留商人たちの活躍

者にしてみればさしたる用もない、ちっぽけな無人島であつても、記載することそのものに意味があつた。

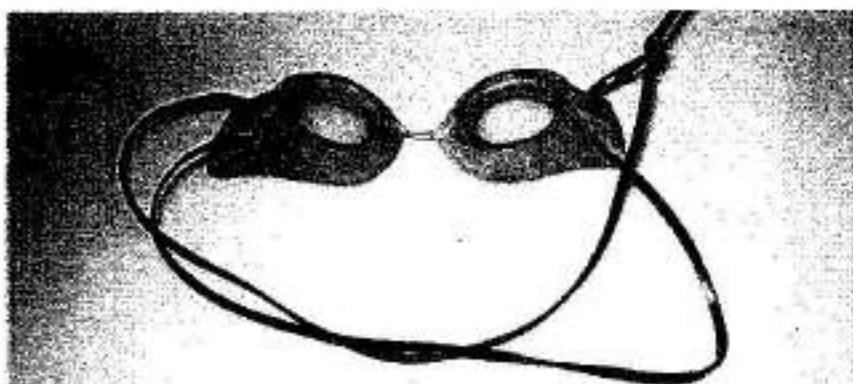
1885年に沖縄県が尖閣諸島を実地調査し、明治政府に領土編入の上申をなしたもの、編入は見送られたことは前稿で触れた。井上馨を代表するような国家の論理、特に国際関係の面では取るに足らない島であつたが、精細な琉球の範囲を求められた地図製作

ともかくも1885年、「沖縄県の人びと」にその姿を認識されて以降、尖閣諸島の島々そのものに用を見出す者たちが登場する。その中核は寄留商人

人と呼ばれる、鹿児島県出身者が主な割合を占める商売人のグループである。

そもそも寄留商人たちは明治に入る近代以前から存在する——維新以前は琉球で生産される砂糖の取引販売権を牛耳つた——集団であつた。が、明治の開国以降は砂糖だけでなく様々な琉球の物産も彼らの取引材料となつていった。

その彼らが目を向けたものの中にアホウドリの羽毛、夜光貝の貝殻といった欧米向けに輸出される工芸品原材料



1880年代に糸満漁夫が考案した水中メガネ（ミーカガン）は潜水漁業の効率を飛躍的に向上させた



尖閣諸島北小島のアホウドリ（左、水島邦夫氏撮影）と夜光貝貝殻（右）

アホウドリは古くは石垣島でも目視されただけで、この頃は大東諸島、尖閣諸島のような無人島を繁殖地としており、沖縄本島や宮古八重山諸島では採獲不可能であつた。羽毛の換金性を知るものからすれば、1885年の調査で石沢兵悟が沖縄県庁に持ち帰ったアホウドリはおそらくまたない大

儲けのチャンス

があつた。どちらも長期保存が可能で、アホウドリの羽毛は高級羽毛布団の材料、夜光貝の貝殻は貝ボタンの原料として、ともに換金性が高かつた。

夜光貝は当初沖縄本島や周辺離島を中心糸満漁夫によつて採獲されてい

たが、寄留商人たちの買い漁りが乱獲を呼び激減、糸満漁夫は夜光貝を求め遠く久米島・宮古諸島・八重山諸島に進出することとなつた。

アホウドリは古くは石垣島でも目視された記録が残るが、この頃は大東諸島、尖閣諸島のようない無人島を繁殖地としており、沖縄本島や宮古八重山諸島では採獲不可能であつた。羽毛の換金性を知るものからすれば、1885年の調査で石沢兵悟が沖縄県庁に持ち帰ったアホウドリはおそらくまたない大儲けのチャンス

に見えたであろう。日本本土では1888年頃から小笠原諸島の北、鳥島で八丈島出身の玉置半右衛門がアホウドリ羽毛の採獲に着手している。

糸満漁夫について、簡単な説明をしておこう。糸満とは沖縄の地名であるが、沖縄の人びとにとつて、ある種の感銘をもつて想起される言葉である。沖縄では古くから漁業者をイチマナー（糸満人）と呼ぶことが多く、糸満＝漁業者及び漁業の代名詞として有名である。イチマナーは本来、糸満という地名の住民を意味する言葉であつただろが、糸満出身の漁夫、ひいては何時の頃からだろうか、漁夫全般を指す言葉となつた。廢藩以前の糸満漁夫は対清貿易において鱗鰐（フカヒレ）、海参（ナマコ）等の海産物（乾物）の生産に携わつていたが、廢藩後の明治以後は対清貿易が途絶されたため、主に沿岸の潜水漁業、寄留商人が求める夜光貝殻・海人草の採取者として活躍

した。

「八重山島より九十余海里北方なるコバシマ」

沖縄県立図書館蔵東恩納實博文庫の中に『沖縄青年雑誌』（創刊号1890年刊）という資料がある。同誌は東京に留学した沖縄県出身留学生が中心となつて編纂されているが、所収の記事の中に、この時期行われた尖閣での漁業について記されているので掲示したい。

ここでわかることは、数年以前より八重山群島に移住してきた松村仁之助という男が現在共同水産会社に従事しており、1890年2月頃、同島から70数名の漁夫を率いて同島北方90里に浮かぶ「コバシマ」で3か月の間に巨額の漁獲を得た、ということである。

「コバシマ」とは何島なのか？ 無論尖閣諸島魚釣島であると筆者は確信を抱いているが、それについては1890年1月13日付で出された「同書」を紹介したのち、後述したいと思う。



「（略）……此に四五年前より八重山群島に移住し、今は同島共同水産会社に従事し居る松村仁之助氏は去二月中、七十余名の漁夫を従え八重山島より九十余海里北方なるコバシマと呼ぶ無人島に航着し、爾来僅々三ヶ月余の間に既に巨額の漁獲を為したりと。」

：（略）

読者にはまず、1890年沖縄県知事より内務大臣宛に提出された、いわゆる「尖閣諸島領土編入の同書」を見ていただき、この時期の沖縄県の尖閣に対する認識を頭に入れてほしく思う。

沖縄県、再度尖閣諸島の領土編入を上申す

「甲第一号 無人島久場島魚釣島之義ニ付同管下八重山群島ノ内石垣島ニ接近セル無人島魚釣島外ニ島ノ義ニ付十八年十一月五日第三百八十四号同ニ対シ同年十二月五日付ヲ以テ御指令ノ次第モ有之候處右ハ無人島ナルヨリ是迄別ニ所轄ヲモ不相定其儘ニ致置候處昨今ニ至リ水産取締ノ必要ヨリ所轄ヲ被相定度旨八重山島役所ヨリ伺出候次第モ有之旁此際管下八重山島役所々轄ニ相定度



猪忠雄(湯故学会ホームページより)

此段相伺候也

知事

内務大臣宛

(アジア歴史資料センター「帝国版図
関係雑件」より1890年01／13付「無
人島久場島魚釣島之義ニ付伺」)

一応1885年11月5日付の指令もあり、沖縄県ではこれまで（1890年1月まで）所轄を定めず放置してい

この際八重山島の所轄に定めたい、と
県では考えていたことがわかる。
これまでには人も通わぬただの無人島
であったが、水産取り締りの必要が
出てきた。なぜか？ 八重山島から渡
島する者たちが現れたからに他ならな
い。領土編入以前に、尖閣に用があつ
て尖閣を目指す人びとが出現したので
ある——筆者が断言する根拠は、以下
に掲げる一連の資料である。

『塙忠雄と「八重山島」に係る書類
—久場島』

1890年の沖縄県知事伺書にその

存在を記された、八重山島役所の同書だが、その詳細を把握できる資料が沖縄県立図書館に現存している。それは温故学会創始者の一人、塙忠雄氏が遺した沖縄県属時代の収集資料の中にある、『八重山島ニ係る書類——久場島』という資料である。沖縄県立図書館ホームページ、貴重書デジタル書庫よりその原本画像を閲覧可能なので、興味のある方は是非閲覧頂きたい。

少々長いが、以下にその文字起こしを掲示しておく（筆者の能力上、誤記があるおそれがあるので、詳細を知りたい方は沖縄県立図書館ホームページより原本を確認いただくことを推奨する）。

一久場島并二魚釣嶋へ渡航シタル糸満人ハ總計七拾八名・内訳…大有丸ヨリ三十二名、鰐船ヨリ二十六名、与那国ヨリ廿名。

内申書ニ添ヘテ該島ニ於テ收獲シタル

北斜面から見た魚釣島のハゲ山（1979年新納義馬氏撮影）



印

所長（西常央）印

特命ニ依リ上申案左ニ相同意也

久場島并ニ魚釣島之義ニ付内申

久場島并ニ魚釣島之義ニ就而者義辛ニ

上申致置候処漁業ニ敏捷ナル糸満人ハ

大有丸ヲ雇入レ航行シタル已後ハ石垣島并ニ与那國島ヨリ陸續渡航セシモノ

アリテ既ニ七十人以上ニ至リ現今ハ移住ノ姿ニシテ小屋掛け等ヲ為シ該島ニ

衣食スルノ計画ト認メ候。依テ右人員

ノ頭立チタルモノ食糧運搬ノ為帰航シ

タル糸満人某ヨリノ該島ノ概況聞書及

ビ某方持歸リタル物品式点相添此段内

申ニ及候也。

明治廿三年四月十六日

所長名 知事宛

○動物

一、ガジマル、アレガフ、アクチ、フクイ、コバ、ヒトツ葉ノ類ニシテコバノ木最モ多シ

一、蛇、但シ人ヲ害スルノ模様ナシ
一、山鼠、大ナルモノハ尺余ニシテ其進退迅速、通常ノモノト異レリ

一、島中ニ高キハゲ山アリ

一、地形岩石高屏低列恰モ馬歯ノ如シ
一、家屋周囲ノ屏壁トモミルベキ破損シタル石垣アリ

一、水沢ニケ所アリ、其他処々湧水アリテ共ニ清潔也

一、本島ヲ離ルゝ一里許ノ離瀬ニ巖洞アリ、広サ三畳敷余ニシテ組材ノ床縁アリ、且ツ五尺余ノ蛇壺尾棲シ昼夜床下ヲ離レズ、但人ヲ害スルノ模様ナシ。

一、船舶ノ定繫場ハ本島ト離瀬ノ中間ヲ稍ヤ安全ナル処トス

○樹木

久場島概況 糸満人某ニ聞書
○地形
明治廿三年四月十六日 属 塙忠雄
一、周囲凡三里

久場島の地形は魚釣島に比べるとなだらかである(1980年新納義馬氏撮影)



- 一、夜光貝、蠣、螺、シビ、赤ノリ、アホウドリ、コソケドリ
- 海浜並ニ陸上ノ散在物
- 一、船舶ノ破片、寛永錢
- 地形
- 魚釣島概況 全上

- 一、周囲凡壹里半許
- 一、地形恰モ鍋ヲフセタルガ如シ
- 一、島中岩石土壤相半ス
- 一、雜木繁殖ス
- 一、河流并ニ湧水ナシ
- 一、海浜ハ岩石兀突ス
- 雜件

- 一、水產物ハ久場島ト異ナルコトナシ
- 一、船舶ノ定繫場ニ適スル場所ナシ
- 一、島中アホウドリ其他水鳥最モ多シ
- 一、久場島ト魚釣島ノ中間ニ離瀬アリ、周囲二三合許ナリ、是亦断崖絶壁ナリ

- 甘三年一月十日 八重山島役所長 西常央
- 庶務課長心得 酒井豊明 殿
- 之為メ取設ケタル供同水産公社取扱ニ
關シ可成海面之区域相立度精神ヨリ出
タル義ニ有之候条右、御承知相成度此
段及御回答候也。

【添付書類】②
廿三年庶往第一三号

久場島及魚釣島之義ニ付八重出番外ヲ
以テ御伺書相來候処右文中水產物取締
上ニ關係云々ト有之事実之状況不相不
候ニ付水產取締上ニ関スル事実等尚詳
細後申出相成候様致度此段及御照会候
也

明治廿三年一月八日 庶務課長心得
酒井豊明 印

八重山島役所長 西常央 殿

【添付書類】①
八重出番外

久場島及魚釣島之義ニ付過般八重出番
外ヲ以テ伺候処該文中水產物取締上ニ
關係有之ト之文意ニヨリ御照合之段承
知致候、右水產物之義ニ付テハ既ニ昨
年中御許可之末、八重山全島公費補助

【添付書類】③

石垣島ニ接近セル久場島並ニ魚釣島之
義二付伺

明治十八年十月御取調相成リタル久場島並ニ魚釣島之義者石垣本島ニ近接セル大凡六拾余里ニ位スル島嶼ニシテ既ニ其當時御上申ニモ相成候義ニ付無論八重山所轄内ト相心得居然哉、右者水產物取締上ニ關係有之為急此段相伺候也。

明治廿一年十一月廿五日 八重山島役
所長 西常央

久場島ニ釣魚島の貴重資料

まず、この資料は塙忠雄の尖閣諸島（久場島魚釣島）における漁業状況の聞取り報告が本文であり、添付書類として八重山島役所と沖縄県庁間の往復書簡の2つのグループで構成されていることがわかる。

塙の聞き取り調査を読む前に、添付書類をまずご覧いただきたい。おおまかに概要を記すと、1889年末に八重山島役所から、無人島久場島魚釣島の取り扱いについて県庁へ伺書が出され、県庁ではその詳細について八重山島役所に尋ねたところ、同役所が所管する海面の区域としてはつきりさせたいために申し出た旨の回答があつた。

ここでは八重山島役所から回答を受けた3日後、1890年1月13日付で沖縄県は内務大臣に前述の伺書を提出していることに注目したい。1889年末頃に八重山で共同水産会社という民間有志が尖閣に出漁する計画があり、それを把握した八重山役所が沖縄県庁に伺いを立て、沖縄県では内務省へ伺いを立てるという、下から上への働きかけが行われており、1885年上申と異なるのは、その発端があくまで民間の活動であるという点である。以降領土編入以前の尖閣諸島をめ

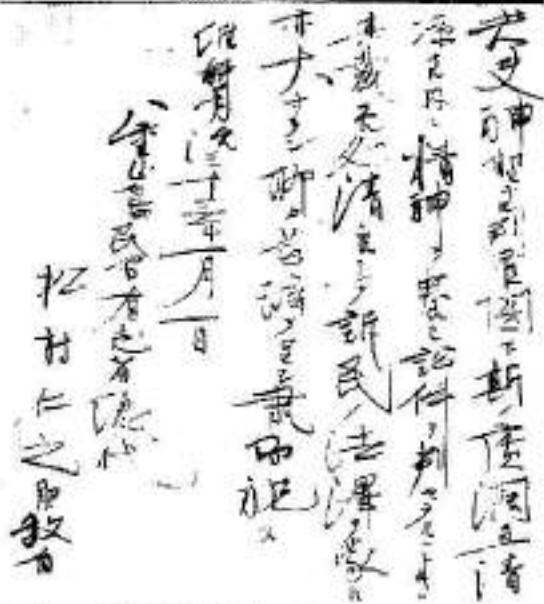
ぐる動きはすべて、この様に民間の活動を沖縄県及び明治政府が追認する形で行われていくことになる。

さて、1890年に戻ると、その後内務省県治局長と沖縄県知事との間にやりとりがあるが、この時領土編入の手続ないしは伺い書却下の指示が出されたかは判然しない。ただ、『沖縄青年雑誌』を見ると、共同水産会社の松村仁之助は同年2月に尖閣への渡島を実施し、巨額の漁獲という成功を収めたことがわかるのみである。

続いて塙の報告、久場島概況・魚釣島概況をご覧いただきたい。まず目に付く点は、この報告の久場島は現在の魚釣島、魚釣島は現在の久場島であるということである。名称の逆転以外ではこの概況報告は極めて事実に即しており、実際に現地に赴き渡島滞在した者以外には把握できない点（水源の有無、島の地勢など）が記されていることは注意を要する点である。試しに調

査項目の一つ水産物の項を見ると、「夜光貝」は前述した様に貝ボタン原料。鱈はいわゆるサメでありフカヒレの原料。鰐については、のちに魚釣島を基地としてカツオ節製造業が営まれる。シビはマグロのことである。赤ノリはおそらく海藻であり、これも虫下しの原料として戦前戦後を通じて琉球の主要海産物の一品目となる。アホウドリは羽毛布団。ヨンケドリはカツオドリのことであり、剥製や羽毛を採取したと思われる。

以上、墳の報告を読む限り、この時



八重山区裁判所開庁に際しての松村仁之助による祝詞（沖縄県公文書館所蔵）

ここで筆者は、読者の方にも、ともに尖閣諸島に縁の深い歴史上の人物探訪にご参加いただきたく思う。特に鹿児島県の方にお願いしたいのだ。

尖閣諸島の開拓者と言えば福岡八女出身の古賀辰四郎が有名であるが、領土編入以前に、糸満漁夫を率いて尖閣に渡島指導した松村仁之助という人物が、

期のコバシマは今でいう魚釣島である。この墳忠雄の遺した資料については、以前温故学会会誌「温故叢誌」に拙文を寄稿させていただいたので興味のある方は所蔵している図書館等で一読願いたい。

領土編入以前の民間人の尖閣進出はその後1891年、1893年と続いているが、それは次回にご紹介したい。

松村仁之助（1864・10～1938・1）は鹿児島出身の平民。八重山石垣島を拠点に寄留商人として活躍。笹森儀助「南嶼探駆」では尖閣諸島に雇用人を置き去りにしたなどと紹介されている。

第四回内國勧業博覧會において水産の部でジュゴンの皮を出品。また、『沖縄県日誌』に、松村による那覇区の埋め立て出願や、八重山での薪材の伐採出願などの記録が見られ、明治の早くから寄留商人として活躍していたことが伺える。

八重山においては地元寄留民総代として様々に式典に出席し、島司野村道安や地元の開化党の重鎮・大濱用要等といつた名士とともに名を連ねている。また明治35年には、八重山に来島

した児玉源太郎台湾総督の歓迎会で、八重山寄留商人代表として「台湾航路が廃止され島民が困窮しているからなんとかしてくれ」と陳情書を朗読するなど、胆の座つた一面も見せ、「琉球新報」明治45年7月4日の記事では、住所登野城1番地と記載されており、なんとなく偉そうである。

——という感じで、八重山の名士たりするわけだが、具体的な人となりは知られていない。

〔お願い〕松村仁之助についてなにかわざかでもご存知のかたは情報提供いただければありがたく思う。尖閣研究の現場において大いに資することになるので、頼わくば本誌編集部にご一報ください幸甚です。何とぞよろしくお願いします。

くによしまとも

1978年沖縄那覇市生まれ。尖閣諸島

文献資料編纂会研究員。研究テーマは、尖閣諸島に関する近代史を中心とした資料の調査収集及び研究。近年は明治期から現代にかけて同諸島における漁業に関する研究をすすめている。

〔関連資料〕

○『沖縄県史11巻』より

p543:1882.03/22 「那霸役所長長谷川弥学上申ス西村三十七番地松村仁之助ヨリ海面埋立ノ義」

p689:1883.04/27 「往第164号ヲ以テ山林局長ニ回答ス（松村仁之助他一名石垣島材木伐採願の件）」

○『琉球新報』より

明治31.07/23. 故奥田惣建碑寄付金募集廣告 松村仁之助他

明治35.05/21. 謂々録 児玉総督八重山歓迎会の席上で台湾航路廃止への対応を陳情

明治35.08/17. 独逸軍艦石垣港へ入港 松村仁之助邸で休憩

明治35.09/17. 八重山事情 古賀氏の製糖、松村氏の紅露採掘

明治36.01/25. 八重山島新税法実施記念祝賀會 他府県人総代：松村仁之助他

明治37.03/02. 八重山島民の感謝状 島民総代松村仁之助他

明治40.06/06. 多方多面 奥田惣氏の建碑費の行方 松村仁之助他

明治41.10/29. 八重山通信 奥田惣氏建碑式 松村仁之助演説他

明治45.01/19. 新税法実施記念会 八重山 松村仁之助他

明治45.07/04. 阿旦葉株式会社登記廣告 八重山区裁判所 松村仁之助他

○『沖縄毎日新聞』より

明治44.08/02. 八重山通信 八重山の寄留商人協和会 松村仁之助演説他

○国会図書館デジタルライブラリーより

第四回内国勧業博覧会出品部類目録〔第6冊〕第4部 水産 沖縄県

http://kindai.ndl.go.jp/BIIimgFrame.php?JP_NUM=40033970&VOL_NUM=00006&KOMA=188&ITYPE=0 参照

○沖縄県公文書館所蔵

祝詞 八重山区裁判所開庁 八重山島民間有志者総代松村仁之助

資料日付 1900/01/01 ~ 1900/01/01

目録コード 0000057902 資料解説紙 通常 公開